

## 鴻巣市地域公共交通会議傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、鴻巣市地域公共交通会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 鴻巣市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を傍聴しようとする者は、自己の住所及び氏名を傍聴人受付票に記入しなければならない。

(傍聴できない者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 前号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の禁止行為)

第4条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに席を離れること。
- (2) 私語、談話、拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食又は喫煙を行うこと。
- (5) 帽子をかぶること。
- (6) 携帯電話を使用すること。
- (7) 席において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等を行うこと。ただし、議長の許可を受けた場合は、この限りでない。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為を行うこと。

(傍聴人の退場)

第5条 傍聴人は、会議を公開しない議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(議長の指示)

第6条 この規程に定めるもののほか、傍聴人は、議長の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第7条 傍聴人がこの規程に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、傍聴人を退場させることができる。

附 則

この規程は、平成 2 5 年 2 月 1 2 日から施行する。